

第2号様式(第10条関係)

令和 5 年 4 月 28 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島尻 忠明



令和 4 年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和 4 年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和 4年度 政務活動費収支報告書

議員名 島尻 忠明

1 収入 政務活動費 1,800,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費	624,527	印刷代 新報・タイムス折込料
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費	608,910	家賃(1/2) 水道料(1/2)
事務費		
人件費		
合計	1,233,437	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 566,563 円

充当割合:政務活動のみ全額充当

広聴広報費

№ 500581

領収証 2023年3月31日

島尻忠明 様

お得意先コード

株式会社うるま印刷

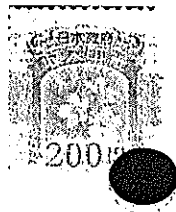
〒901-1111 沖縄県南風原町字兼城577番地(沖縄印刷団地)
 ☎(098)889-5362 ☎(098)889-5813

http://www.uruma-inks.co.jp
 認証番号:SGSHK-CUC-350623

コード	品名	数量	単位	単価	金額
	議会活動報告書 No.3 13	23000	枚	18.5	425500
	折込代 沖縄7マス	12,085	枚	6.5	78552
	折込代 琉球新報社	9800	枚	6.5	63700
					1
					F
				小計	567752
				消費税	56775
				合計	F624527

上記のとおり領収いたしました

内訳	現金	
	小切手	
	手形	
	相殺	
	振込	印紙



議会活動報告印刷・新聞折り込み代 624,527 円

広報紙充当可能割合確認票

議員名

島尻 忠明

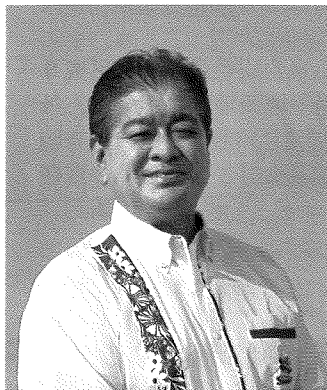
広報紙名	紙面割合
議会活動報告	<ul style="list-style-type: none"> ●全体面積: $29.7\text{cm} \times 21\text{cm} \times 4\text{面} = 2494.8\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 <p>FALSE</p> <ul style="list-style-type: none"> ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 2494.8\text{cm}^2) = 1 \approx 100/100$以下

島尻 忠明

総務企画委員会 副委員長
那覇港管理組合議会 議長

Vol.3

2023.3.30



日頃より島尻忠明の議会活動に対し、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。昨年は復帰 50 周年の節目を迎え、新たな振興策となる新・沖縄 21 世紀ビジョンが策定されました。一方、混沌とした国際情勢に起因したエネルギー価格や原材料費の高騰による物価高が、日常生活に重くのしかかる状況が続いています。安全・安心、平穏な日常が取り戻せるよう、県政の課題解決に向けしっかりと提言しながら県民の福祉向上に取り組んで参ります。

西海岸開発につきましては、先般、那覇港港湾計画改訂案が国の交通政策審議会において審議され了承されました。今後は計画の早期実施による未来に開かれたキャンプ・キンザー跡地利用と一体となった、浦添の新たなまちづくりに取り組んで参ります。

6月議会一般質問

1. 知事の政治姿勢について
 - (1) 港湾改訂について
2. 原油価格・物価高騰に伴う対応について
 - (1) 公共交通事業者への対応 (2) 飼料費の高騰について
 - (3) 観光事業者への対応 (4) 修学旅行への対応
3. 物価高騰に伴う適切な公共事業予算設定について
4. 道路行政について
 - (1) 国道 58 号 4 車線化に伴う浦添区間、約 2 キロの現状と課題について
 - (2) 国道 58 号浦添仲西一城間区間の横断歩道橋（立体横断施設）の設置について
 - (3) 国道 58 号 4 車線化に伴う二輪車の車両通行帯の交通規制解除後の現状と課題について

10月議会一般質問

1. 知事の政治姿勢について
 - (1) 那覇港港湾計画改訂の経緯と今後の取組について
 - (2) 軍港移設と浦添埠頭、西海岸開発について
- (3) 移設協議会のこれまでの経緯と次期移設協議会の時期について
2. 厚生労働省が認めたワクチン接種の特例打ち手の有効活用について
3. 運転免許の高齢者講習の実施状況について

12月議会一般質問

1. 知事の政治姿勢について
 - (1) 第 29 回移設協議会を終えて、今後の那覇港港湾計画改訂に向けての取組と知事の所見を伺います。
 - (2) 那覇港湾の移設について
 - ア、那覇港湾の移設協議会が 10 月に行われ、政府が日米合意に向けた作業を進めることを認識したとのことであるが、今後県はこの移設プロセスにどのように関与する考えであるのか
 - イ、先般の移設協議会において県は、那覇港湾でオスプレイを用いた訓練は機能強化に当たるとし、反対の立場を取ったものと承知しているが、地元自治体の考えを踏まえ、県も那覇港湾やその移設先での訓練について、その立場を再検討すべきではないか
 - (3) 浦添埠頭地区の開発における那覇港管理組合事業と浦添市自主事業についての負担割合について（県・那覇市・浦添市）
 - (4) 那覇港湾施設移設受入に関する協議会の再開について
 - (5) 来年度予算における公共事業費について
 - (6) 12 月 5 日付新聞報道で議員の機関紙勧誘が取り沙汰されている沖縄県の現状について
2. 道路行政について
 - (1) 県道 241 号線広栄交差点の渋滞緩和について
 - (2) 広栄バス停側の信号機の運用について

2月議会一般質問

1. 港湾計画改訂後の港湾整備の在り方について
 - (1) 計画改訂後の港湾整備における優先順位の考えについて
 - (2) 計画改訂後の新港埠頭地区の第一優先で考える RORO 船用岸壁を含む施設整備の優先順位について
 - (3) 計画改訂後の 12 号岸壁を含む浦添埠頭地区の施設順位について
 - (4) 新港埠頭地区と浦添埠頭地区の当初予算の内訳について
2. 2 月 7 日に開催された那覇港地方港湾審議会におきまして、
 - 那覇港港湾計画改訂案を賛成多数で妥当と答申したとのことですが、審議内容と賛成多数となった経緯について
3. 沖縄県民の海上の安心・安全確保等の取組について
 - (1) 海上保安庁の主要業務についての県の認識と課題について
4. 道路行政について
 - (1) 国道 58 号浦添市宮城・屋富祖の横断歩道の復旧に向けての進捗状況について
 - (2) 沖縄西海岸道路南道路の事業化に向けての取組と現状について

6月議会一般質問

2、原油価格・物価高騰に伴う対応について (1) 公共交通事業者への対応

○企画部長

県は今回の6月補正予算において、燃料高騰分の一部を補助する事業を措置したところであります。本事業は、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を強く受けた公共交通事業者に対し、燃料高騰分に対する補助を行うことで、運行継続を支援する内容としております。支援する業種につきましては、路線バス、タクシー並びに欠損補助の対象外となっている伊江村や竹富町の離島航路運航事業者としております。引き続き、公共交通の運行継続が図られるよう取り組んでまいります。

(2) 飼料費の高騰について

○農林水産部長

県では飼料費の高騰対策として、飼料価格高騰緊急対策事業（配合飼料）を実施しており、国、生産者、飼料メーカーが積立てを行う配合飼料価格安定制度において、生産者積立分の一部を補助することとしております。また、粗飼料価格高騰緊急対策事業については、輸入粗飼料の乾牧草及び稲わらの購入価格の一部を、県内の酪農家や肉用牛農家を対象として補助することとしております。県としましては、これらの事業により畜産農家の経営安定につなげてまいります。

(3) 観光事業者への対応

○文化観光スポーツ部長

観光事業者は、新型コロナウイルス感染症に加え原油高騰・物価高騰により経営に大きな影響を受けているものと認識しております。県では、独自のおきなわ事業者復活支援金を給付するほか、観光業界の意見を聴取した上で、影響を受けている観光事業者への支援策として、赤字企業であって、事業計画を策定した事業者に対する従業員規模に応じて最大600万円を補助する経営サポート、観光二次交通の利便性向上の取組、貸切りバスの利用促進、レンタカーの送迎車両の燃料費支援などを実施してまいります。

3、物価高騰に伴う適切な公共事業予算設定について

○土木建築部長

公共工事の予定価格の設定に当たっては、最新の取引価格を反映した資材単価を適用しておりますが、原材料費等の高騰の状況を踏まえ、市場における最新の価格動向に注視し、適正な請負代金の設定に努めてまいります。また、物価の急激な変動に基づく請負代金額の変更については、工事請負契約書第26条、いわゆるスライド条項により適切に運用するとともに、工期の確保については、資材の納期実態に応じた必要な工期変更を適切に実施してまいります。

4、道路行政について

(3) 交通規制解除後の現状と課題等について

○警察本部長

議員御指摘の区間につきましては、本年3月27日の道路拡幅に伴い、二輪車の車両通行区分規制を一部解除しておりますが、現在までのところ、重大事故や二輪車の絡む事故の発生については把握しておりません。県警察といたしましては、今後も交通事故の発生状況等を踏まえ、交通の

安全と円滑の確保のため各種対策を進めてまいりたいと考えております。

10月議会一般質問

1、知事の政治姿勢について (2) 軍港移設と浦添埠頭、西海岸開発について

○知事公室長

1、知事の政治姿勢についての(2)、那覇港湾施設の移設について

那覇港湾施設は、平成7年の日米合同委員会及び平成8年のSACO最終報告により、浦添埠頭地区への移設方針が示され、平成13年に当時の儀間浦添市長が受入れを表明し、那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置され、現在に至っているものと理解しております。

○土木建築部長

1、知事の政治姿勢について(2)、那覇港浦添埠頭地区の開発について

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設については、去る3月の第28回那覇港湾施設移設に関する協議会において、国から位置及び形状案が示されております。このため那覇港管理組合においては、国に対して、民港の利用に支障がないなどの確認事項等について提示し、去る8月の那覇港管理組合構成団体調整会議において、確認事項等に対する国からの回答について、構成団体間で確認を行っております。

2、厚生労働省が認めたワクチン接種の特例 打ち手の有効活用について

○保健医療部長

新型コロナウイルスワクチン接種で、医師や看護師を確保できない場合は、歯科医師や臨床検査技師等が特例的な打ち手となることが可能となっており、必要な状況等があれば、接種を依頼したいと考えております。

3、運転免許の高齢者講習の実施状況について

○警察本部長

過去3年間の高齢者講習の実施件数は、令和元年27,171件、令和2年30,190件、令和3年30,404件となっており、高齢運転者の増加に伴って実施件数も年々増加している状況であります。

12月議会一般質問

1、知事の政治姿勢について (1) 第29回移設協議会を終えて、今後の那覇港港湾 計画改訂に向けての取組と知事の見解について

○知事

那覇港管理組合においては、第29回那覇港湾施設移設に関する協議会において確認された、代替施設の位置及び形状案を踏まえ、港湾計画の改訂案の作成を行っていることとあり、今後、那覇港地方港湾審議会、国の交通政策審議会の議を経て、港湾計画の改訂を行うとのこととあります。

沖縄県としては、港湾計画の改訂に向けて、引き続き那覇市、浦添市及び那覇港管理組合と連携して取り組んでまいります。

(2) 那覇港湾の移設について

イ、先般の移設協議会において県は、那覇港湾でオスプレイを用いた訓練は機能強化に当たるとして、反対の立場を取ったものと承知しているが、地元自治体の考えを踏まえ、県も那覇港湾やその移設先での訓練についてその立場を再検討すべきではないか

○知事公室長

市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している那覇港湾施設において、復帰後50年間行われてこなかった運用が行われることは、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民にさらなる基地負担を強いるものであり、決して容認できません。このため、県は日米両政府に対し、航空機の離着陸や訓練を一切行わないよう求めているところであります。去る11月17日に知念那覇市長が知事を表敬した際には、知事から安全保障の問題について、お互いによく意見交換しながら協力していきたいということをお話しております。また、御質問にある浦添市の発言について確認したところ、現有の那覇港湾施設の機能維持が前提であり、その運用については、沖縄県、那覇市と国において協議がなされるものと考えており、浦添市が意見する立場にないとのこととあります。いずれにしても、引き続き那覇市及び浦添市と意見交換しながら対応してまいります。

2、道路行政について

(1) 県道 241 号線広栄交差点の渋滞緩和について

○知事公室長

国道 330 号と県道宜野湾南風原線との交差点である広栄交差点は、沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所にて特定されております。交差点の渋滞状況は把握しており、対策の必要性について検討を行ったところであります。

(2) 広栄バス停側の信号機の運用について

○警察本部長（鎌谷陽之）

御質問の交差点は、正式名称は広栄交差点と言いますが、県道 241 号線と浦添市道が交わる十字路形状となっております。当該交差点においては、現在、標準的な信号機の運用、すなわちそれぞれの道路に対して、一定時間交互に青信号を表示するというものであり、時差式等ではない信号機の運用を行っております。

2 月議会一般質問

1、港湾計画改訂後の港湾整備の在り方について

- (1) 計画改訂後の港湾整備における優先順位の考えについて
- (2) 計画改訂後の新港埠頭地区の第一優先で考える RORO 船用岸壁を含む施設整備の優先順位について

○土木建築部長

1、港湾計画改訂後の港湾整備の在り方についての (1)、(2)、(3)、港湾計画改訂後の港湾整備における優先順位についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、事業化を図る箇所や時期については、需要の顕在化の状況や緊急性、港湾利用者や関係

機関の意見等を踏まえ、費用対効果分析等を行い、必要な対応を図るとのこととあります。また、新港埠頭地区における RORO 船用岸壁の早期整備を優先するとともに、浦添埠頭地区では、12 号岸壁の整備を国や構成団体と相談しながら、交流・賑わい空間についても、マリナーや海浜・緑地等の事業化に向けた検討を行っていききたいとのこととあります。

3、沖縄県民の海上の安心・安全確保等の取組について

(1) 沖縄県は多くの離島を有しており、海上保安庁では尖閣警備をはじめ海上の治安確保、海難救助、海洋汚染の防止、海上交通の安全確保、県民の安全・安心に多く寄与しているところであります。これら海上保安業務が円滑に遂行できるよう、県は最大限努力するべきものであると考えます。

○知事

海上保安庁の業務については、尖閣諸島周辺の国境警備、海上犯罪の取締り、海上交通の安全確保等多岐にわたっており、沖縄県としては、海の安全・安心に多大な貢献があるものと認識をしております。特に、海難における迅速な救助、マリンレジャーに係る安全対策の推進及び沖縄特有の課題であります離島の緊急患者搬送について、昼夜を問わず困難な業務を献身的に任務遂行いただいております。昨年 8 月には、これまでの人命救助の功績をたたえ沖縄県から感謝状を贈呈しております。

沖縄県としましては、今後も引き続き、海上保安庁と連携・協力し、沖縄県民の安全・安心を図ってまいります。

4、道路行政について

(1) 国道 58 号浦添市宮城・屋富祖の横断歩道の復旧に向けての進捗状況について

○土木建築部長

国において整備が進められている国道 58 号浦添拡幅区間の横断歩道橋については、城間、屋富祖、宮城の交差点付近に復旧を行うための基礎工事を施工中であるとのこととあります。



<議会にて一般質問の様子>

石川県（金沢）・新潟県（佐渡）への視察

視察期間／令和4年5月9日（月）～5月12日（木）

石川県と新潟県における「地域コミュニティの再生」や「離島観光の取組み」「農業教育・就農支援」「公共交通政策」を視察し、今後沖縄県の発展と離島振興等に資する政策立案のため視察を行った。

視察報告内容をご報告いたします。

金沢市に於きまして、老健施設を含めた多種多様な福祉施設を運営するごちゃまぜでは、まさに今の我が国を取り巻く社会の縮図を身に持って感じました。老若男女が、各々の置かれている環境の中で協調性を保ちながら、与えられた仕事をしながら生活しており、地元の学生達が同じエリアで住みながら自主的にサポートする等して、家賃補助もなされていました。まさに少子高齢化、そして複雑化する社会環境のなかで、いろいろな悩みを持つみなさんにとりましては、これからのひとつのコミュニティとして求められていく施設のあり方だと考えさせられました。

沖縄でも計画予定との事でした。新潟の佐渡に於きましては、我が沖縄本島の離島と同じ課題があり、なかなか若い皆さんが定着せず人口減少等、島の活性化の取組みがなされていました。

今回の視察により改めて本県の少子高齢化、多種多様な立場の皆さんの受け皿作りの在り方について考えさせられました。本県は合計特殊出生率高さは維持されているものの、職場環境の確保等課題があり、しっかりと整備することで人口流出を止め二世帯、三世帯と一緒に生活しコミュニティができましたら、これから迎える高齢者社会等、社会環境の変化に対応できるのではないのでしょうか？

今回の視察でその想いをもち課題解決に取り組んでまいります。



台湾への視察

視察期間／令和4年11月7日（月）～11月10日（木）

台湾視察のテーマは、台湾と沖縄の経済及び観光の相互交流を更に発展させる為、そして東アジアの平和維持と台湾海峡の有事に対する台湾の考え方と取組みについて意見交換をすることであった。

視察報告内容をご報告いたします。



今回の台湾視察は、立法府、現地の経済団体、シンクタンク等、幅広い皆さんとの意見交換会の機会が出来ました。コロナ禍における対策につきましては、行政と経済界の連帯のあり方、更に台湾有事や現状報告、今後の取組みについてもシンクタンクで議論させて頂きました。

いかなる状況になっても、台湾と沖縄はこれまでの歴史を踏まえしっかりと連帯する重要性を認識した台湾視察でした。

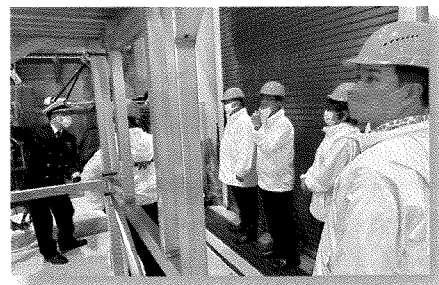
宮古・八重山における海保の活動状況

視察期間／令和5年2月7日（火）～2月8日（水）

沖縄本島、宮古、八重山を担任水域に収める第11管区海上保安部の活動状況をつぶさに視察することで、海上の安全と安心がどのように確保されるのか理解するために行われた。

視察報告内容をご報告いたします。

海保の業務体制について宮古、石垣島を視察致しました。昨今の尖閣列島における諸事態に対応した取組みについて宮古、石垣各々の役割りがしっかりとおり県民の安心安全に取り組んでいます。そして先島地方の皆さんの生命を守る為の緊急輸送等にも尽力されおられます。なかなか県民には見えないところではありますが、しっかりとこの視察を通して海保果たす役割りと取組みについて発信してまいります。



沖縄県議会 議員居室 608 号室

〒900-8501 沖縄県那覇市泉崎 1-2-3 TEL (098) 866-2608 FAX (098) 866-2773



自民党派
ホームページ

充当割合:政務活動, 以外が含まれるので察分

事務所費

4月分

領収証

No. 05444

令和 4年 3月24日

島尻 忠明 様

金額 ¥100,000-

内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2022/04	賃貸料	100,000	0	100,000

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係	
印	

$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

家賃 50,000円

充当割合:政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

5月分



領 収 証

No. 05445

令和 4年 4月27日

島尻 忠明 様

金額 ¥102,970-

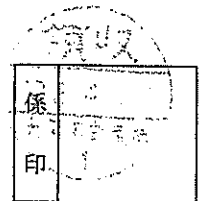
内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2022/05	賃貸料	100,000	0	100,000
めぐみビル	102	2022/05	水道料(3.44)	2,970	0	2,970

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$102,970 \times 1/2 = 51,485$$

家賃/水道料 (1/2) 51,485 円

充当割合:政務活動, 以外が含まれるので案分

事務所費
6月分

領 収 証

No. 05446

令和 4年 6月12日

島尻 忠明 様

金額 ¥100,000-



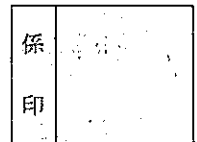
内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2022/06	賃貸料	100,000	0	100,000

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

家賃 50,000 円

充当割合:政務活動:以外が含まれるので案分

事務所費

7月分



領 収 証

No. 05447

令和 4年 6月17日

島尻 忠明 様

金額 ¥ 1 0 2 , 9 7 0 -

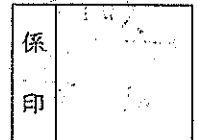
内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2022/07	賃貸料	100,000	0	100,000
めぐみビル	102	2022/07	水道料(564)	2,970	0	2,970

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$102,970 \times 1/2 = 51,485$$

家賃/水道料 (1/2) 51,485 円

充当割合: 専務活動、以外が含まれるので案分

事務所費
8月分



領収証

No. 05448

令和 4年 7月 22日

島尻 忠明 様

金額 ¥ 100,000-

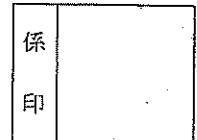
内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2022/08	賃貸料	100,000	0	100,000

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



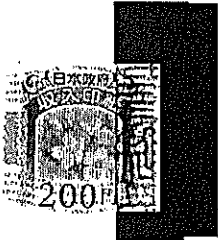
$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

家賃 50,000 円

充当割合:政務活動, 以外が含まれるので案分

事務所費

9月分



領収証

No. 05449

令和 4年 8月15日

島尻 忠明 様

金額 ¥102,970-

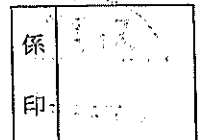
内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2022/09	賃貸料	100,000	0	100,000
めぐみビル	102	2022/09	水道料 (7月)	2,970	0	2,970

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

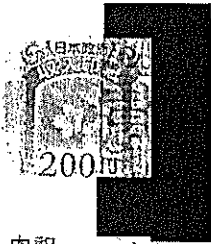


$$102,970 \times 1/2 = 51,485$$

家賃/水道料 (1/2) 51,485 円

充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

事務所費
10月分



領 収 証

No. 05450

令和 4年 9月27日

島尻 忠明 様

金額 ¥ 100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2022/10	賃貸料	100,000	0	100,000

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係	
印	

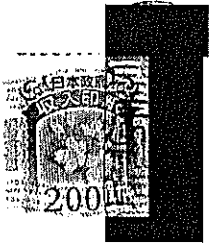
$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

家賃 50,000 円

充当割合:政務活動, 以外が含まれるので案分

事務所費

// 月分



領 収 証

No. 05451

令和 4年10月17日

島尻 忠明 様

金額 ¥102,970-

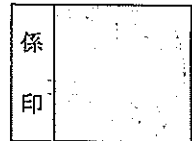
内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2022/11	賃貸料	100,000	0	100,000
めぐみビル	102	2022/11	水道料 (1/2月)	2,970	0	2,970

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$102,970 \times 1/2 = 51,485$$

家賃/水道料 (1/2) 51,485

売当割合(政新活動)以外が含まれるので案分

事務所費
12月分



領 収 証

No. 05452

令和 4年11月14日

島尻 忠明 様

金額 ¥ 100,000-

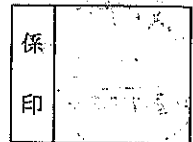
内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2022/12	賃貸料	100,000	0	100,000

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

家賃 50,000 円

充当割合・政務活動・以外が含まれるので案分

事務所費

／月分

領 収 証

No. 06039

令和 4年12月26日

島尻 忠明 様

金額 ¥ 102,970-



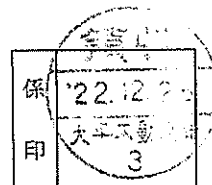
内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2023/01	賃貸料	100,000	0	100,000
めぐみビル	102	2023/01	水道料 (11.12月分)	2,970	0	2,970

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$102,970 \times 1/2 = 51,485$$

家賃/水道料 (1/2) 51,485

充当割合:政務活動以外が含まれるので案分

事務所費
2月分



領 収 証

No. 06040

令和 5年 1月20日

島尻 忠明 様

金額 ¥ 100,000-

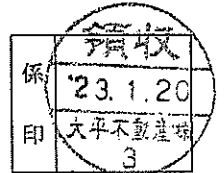
内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2023/02	賃貸料	100,000	0	100,000

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

家賃 50,000 円

充当割合:政務活動:以外が含まれるので案分

事務所費

3月分



領収証

No. 06041

令和 5年 2月 9日

島尻 忠明 様

金額 ¥ 102,970-

内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	税抜金額	消費税	税込合計
めぐみビル	102	2023/03	賃貸料	100,000	0	100,000
めぐみビル	102	2023/03	水道料 (1/2月分)	2,970	0	2,970

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$102,970 \times 1/2 = 51,485$$

家賃/水道料 (1/2) 51,485 円

事務所概要申告票

議員名 衛 瓦 忠 明

1. 物件の所在

住所	那覇市大平 1-6-1 めぐみビル 102
電話番号	[REDACTED]

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [[REDACTED]] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 衛 瓦 忠 明 (印)

貸貸人 氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

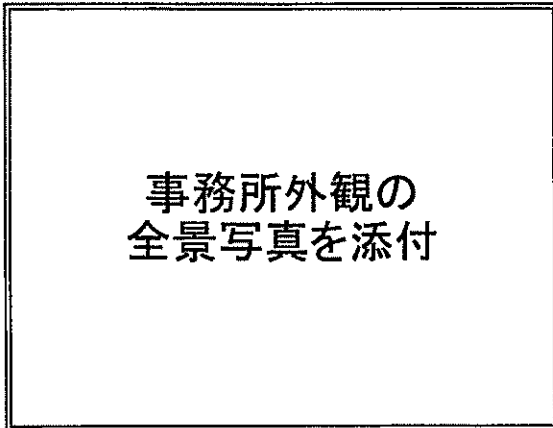
事務所費充当状況申告票

議員名 島尻忠明

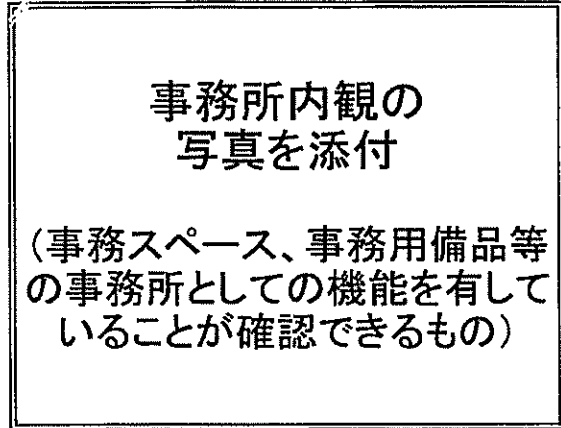
1. 事務所の状況

住所	浦添市大平1-6-1 めぐみビル102
----	---------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



↑写真別紙

2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動以外と兼用しており、各活動の割合が明確に区分できない為1/2を充当割合とする

(関係経費)

家賃(月額)	100,000 円	
その他	水道(2ヶ月分)	2,970 円
		円
		円

(充当額)

家賃(月額)	50,000 円	
その他	水道(2ヶ月分)	1,485 円
		円
		円

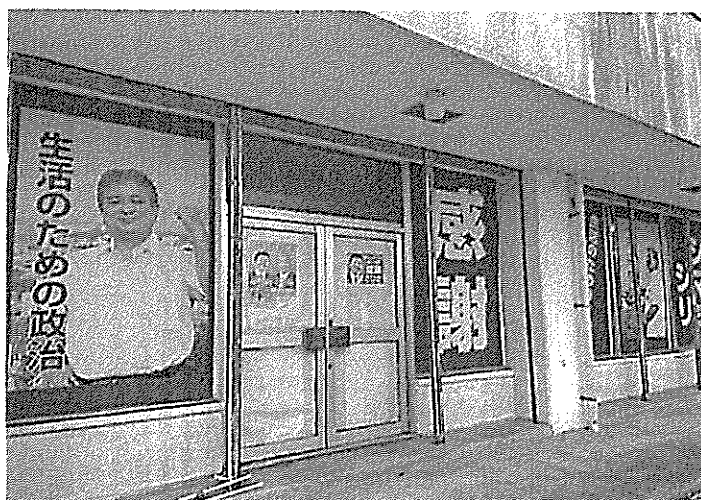
事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

島尻忠明



事務所外観



事務所内観



来客用駐車場



貸室賃貸借契約書

(沖縄県知事免許(9)第1141号)



大平不動産株式会社

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖2丁目3番1-101号

☎(098)876-1230(代) FAX(098)878-5372

事務所費

3. 賃借人が原状回復せずに明け渡した場合は、原状回復にかかる費用及び原状回復終了までの賃料等を敷金から差し引くが、その費用が敷金返還分で不足した場合、賃借人は遅滞なくその不足した金額を賃貸人に支払うものとする。
4. 前項の原状回復とは、本件貸室を入居時の状態に戻すことではあるが、その原状回復は賃貸人及び賃借人が協議して行うものとする。

第11条（補修費用）

本件建物の土台、柱、屋根、壁のひび割れ、外壁塗装の剥離、雨漏り等、建物の基本的施設に関する修繕は賃貸人の負担とし、賃借人の営業上の施設に関する修繕は賃借人の負担とする。但し、賃貸人の負担に係る事項であっても、賃借人の責に帰すべき事由によって毀損した場合は賃借人の負担とする。

第12条（賃貸人の免責事由）

1. 賃貸人は天災、地震、火災、盗難等により生じた損害、又は電気、ガス、上下水道等の設備の破損により生じた損害に関しては、重大なる過失の無い限り、一切その賠償の責任を負わないものとする。
2. 前項の賠償を保証する為、賃借人は契約期間中、店舗総合保険等（火災保険、盗難保険等）に加入しなければならない。

第13条（契約の終了）

1. 本件貸室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催告をしないで当然消滅する。この場合には敷金 五十拾萬 円也は、賃借人へ全額返還する。
4/100.000-
2. 賃借人の責めによる火災焼失等の場合は、敷金及び既納の賃料等は賃借人に返還しない。

第14条（諸費用の実費負担）

次の各号の諸費用は賃借人が実費で負担するものとする。

- (1)電気、ガス、水道、電話料金等、その他の公共料金。
- (2)本件貸室から出るゴミ等の廃棄物については、国及び市町村が定める方法に従い賃借人の責任においてその処分を行い、賃貸人その他の入居者に一切迷惑をかけないものとする。
- (3)本件貸室内の電球、蛍光灯の取り替え、水道栓（パッキン）の取り替え等、その他使用上生じた諸費用。
- (4)トイレ、洗面台、流し台等の排水パイプのつまり補修費用。

第15条（使用上の注意）

賃借人は、本件貸室内外において危険、不潔、その他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

第16条（契約解除）

賃借人が次の各号の一つに該当したときは、賃貸人は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。賃借人の所有物が貸室内外に契約解除の日から2日以上放置される場合は、賃貸人がこれを自由に処分しても異議の申し立てをしない。

- (1) 2ヶ月分以上賃料等の支払いを怠ったとき。
- (2) 賃料等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- (3) 第7条及び第9条の規定に違反したとき。
- (4) 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないとき。
- (5) その他本契約に違反したとき。

第17条（賃借人の解約申入れ）

賃借人は、賃貸人に対して1ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し賃借人は予告に代え、1ヶ月分の賃料等相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第18条（損害賠償等）

賃借人（その使用人及び来店者も含む）の責に帰すべき事由によって本件貸室及び本件建物（植栽等付属物含む）を破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、又は損害の賠償をする。

第19条（移転料等の不請求）

賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、貸室に付加した有益費及び移転料その他これに類する金銭上の請求をしてはならない。

第20条（看板等設置）

賃借人は、本件貸室の屋外（屋上及び外壁等）に看板等を設置しようとするときは、予め賃貸人の承諾を得て、安全面（暴風時及び天災等も考慮して設置）を十分に考慮しなければならない。賃借人が設置した看板等で人身事故、物損事故等があった場合は、賃借人の責任とし、賃借人はその解決に努力しなければならない。

第21条（賃貸人の代理人）

賃貸人は、賃貸人の代理人として、賃借人との連絡及び事務手続き（賃料等の受領も含む）を行うため、管理人を置くことができる。

第22条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は賃借人の本契約より生じる一切の債務について、賃借人と連帯して債務履行の責を負うものとする。
2. 本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
3. 連帯保証人が死亡又は解散した時は、賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知し、連帯保証人の変更をしなければならない。その他賃貸人において必要と認める時にも賃借人は連帯保証人を変更又は追加しなければならない。

第23条（保安点検）

賃貸人又はその代理人は、貸室及び建物の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し、必要あるときは、随時、契約貸室内に立入り、必要な措置を講ずることができる。
この場合、賃借人は賃貸人又はその代理人の措置に協力しなければならない。

第24条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した。

第25条（駐車場）

1. 本件貸室の駐車場は 1台付 とする。
2. 賃借人は駐車場において、駐車場、車両、積載物等の管理を行い、賃貸人はそれらの損害に関して一切の責任を負わないものとする。
3. 賃借人は駐車場を利用する車両に変更があった場合は、速やかに賃貸人に届け出なければならない。
4. 賃借人は車庫証明の発行を賃貸人に求める場合、保証金として1台につき金参万円也を発行と同時に賃貸人又は代理人に預け入れる。但し、保証金には利息はつけない。
5. 前項の保証金は、本契約の終了、当該車両の廃車、又は譲渡した時点で、その日から60日以内に保管場所台帳（所轄の交通安全協会に保管）の記載を抹消し、その車検証の写しを賃貸人又は代理人に提出し、賃貸人又は代理人が確認した時点で返還するが、その抹消手続きが60日を超えた場合、保証金は消去し賃借人に一切返還しない。
6. 車庫証明の申請及び抹消手続きは、賃借人自ら行うものとする。

《特約条項》

第1条（暴力団対策法等）

賃借人が次の各号のいずれかに該当したときは、賃貸人は何ら催告を要せず本契約は解除となり、賃借人は本物件を明け渡さなければならない。

- (1)暴力団員又は、反社会的構成員と判明したとき。
- (2)本物件、共用部分、附属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは搬入したとき。
- (3)暴力団員以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
- (4)賃借人又はその関係者が本物件内、共用部分、その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑、不安、不快感等を与えたとき。

第2条（賃料等振込先）

賃借人は賃料等を下記口座に振り込むものとする。振込み手数料は賃借人負担。

沖縄銀行 支店 大平不動産（株）

第3条（保証契約）

本件貸室には賃借人の負担で家賃保証契約を附帯し、本件貸室賃貸借契約が終了するまで、家賃保証契約を継続するものとする。

第4条（賃料等の遅延損害金）

1. 賃借人は賃料等の支払い期日を10日過ぎても、賃料の全部又は一部の支払いを怠ったときは、金5,000円の請求手数料（遅延した月のみ）と遅延した金額に対し、年利14.5%の割合による遅延損害金を加算して支払うものとする。
2. 賃借人が家賃保証委託契約を行っている場合、前項に定めた期間を過ぎた時、賃貸人は保証会社に代位弁済を請求し、賃借人は保証会社に対して保証委託契約に定めた損害金等を支払うものとする。

事務所費

2019 年 1 月 21 日

賃貸人	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	本籍			
	現住所	9201-2128 浦添市宮城 4-22-6-307 西平2-302		
	氏名	新花 忠明	生年 月日	昭和41年 8月22日
	勤務先	浦添市議会	電話	(携帯) [REDACTED] (自宅) [REDACTED] (職場) 876-1234
連帯保証人	住所	[REDACTED]		
	氏名		生年 月日	年 月 日
	勤務先		電話	(携帯) (自宅) (職場)
	印	[REDACTED]		
連帯保証人	住所	[REDACTED]		
	氏名		生年 月日	年 月 日
	勤務先		電話	(携帯) (自宅) (職場)
	印	[REDACTED]		

宅地建物取引業者
(管理人)

免許番号 沖縄県知事(9)第1141号

沖縄県浦添市伊祖2丁目3番1-101号

大平不動産株式会社

電話 098-876-1234

代表取締役 比嘉 良和

取引主任者 [REDACTED]